

小規模建設工事補助金

市道・河川・赤線（里道）・青線（水路）において、新設、改良、修繕、または災害復旧工事を地区が施工する場合、補助金を交付します。

【補助の対象】

- ①公益性があり、地区の合意がなされている。
 - ②用地、隣接および利害関係人の同意がある。
 - ③傷害保険などへの加入など、安全施工への配慮がなされている。
 - ④災害復旧工事の場合は国、または県などの補助事業の対象とならない。
- ※上記要件をすべて満たす必要があります。

【補助内容】

上記工事に要する経費の10分の9、または80万円のいずれか低い額
災害復旧工事の場合は、10分の9、または160万円のいずれか低い額

【その他】

- ・着工前に申請が必要
 - ・様式などは建設課、西部土木事務所、または各地域局に備えているほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。
 - ・事業内容など、詳しくは建設課、西部土木事務所、または各地域局へお問い合わせください。
- 建設課 ☎ 21-1204

道路維持管理作業報奨金

地域の道路（市道、農道および林道のうち市道に準じる生活道路としてあらかじめ市長が指定したもの）の維持管理作業に対して報奨金を交付します。

【対象団体】 町内会及びこれに準じるものとしてあらかじめ市長が指定した団体

【対象作業】 町内会などの団体が、次の作業を実施した場合
①道路の路肩（概ね1m程度の幅）の雑草、雑木などの刈払い
②道路上的ごみ、転石などの除去および路面の清掃
③道路側溝の堆積土、落葉およびごみなどの撤去

【交付額】

- ①～③すべての作業を年2回以上実施 1,800円/100m
- ①～③すべての作業を年1回のみ実施 1,200円/100m
- ①～③すべての作業を年2回以上、2団体以上の共同で実施（事前に相談が必要です） 3,000円/100m

【必要書類】 作業終了ごとに実施報告書および作業状況写真の提出が必要です。

【その他】

- ・様式などは建設課、西部土木事務所、または各地域局に備えているほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。
- ・事業内容など、詳しくは建設課、西部土木事務所、または各地域局へお問い合わせください。

■建設課 ☎ 21-1204

農業用機械導入支援事業補助金

認定新規就農者や認定農業者などが農業用機械を導入する際に、次の条件を満たす場合、補助金の対象となります。

【対象】

- ①市内に農地を有し、市税を完納している。
- ②市内の販売業者から購入する機械・器具である。
- ③導入する機械・器具が農作業以外に使用できる汎用性が高いものや直接労働軽減に繋がらないものではない（軽トラックや農業用倉庫などは対象外）

※導入する機械が対象になるか判断が難しい場合は、申請前にご相談ください。

※中古機械は、法定耐用年数が4年以上残っており、農機会社の鑑定書、または証明書を提出できる場合のみ対象となります。

【補助対象者、補助率及び上限額】

補助対象者	補助対象事業費 (消費税は含まない)	補助率	上限額
認定新規就農者	5万円以上	1/2	50万円/年度
認定農業者			
販売農家（前年の農業収入額が50万円以上の者）	5万円以上	1/3	10万円/年度
無償貸与農機 農業関係法人	10万円以上	1/2	50万円/年度

※1対象者につき、年度内に1機械・1回のみの申請となります。

【申請期間】

過年。ただし、交付申請額が予算額に達した場合は受付終了となります。

■農林課 ☎ 21-0223

生活道整備事業補助金

私道の整備に対して補助金を交付します。

【補助の要件】

- ①道路の一端が公道に接している
 - ②道路の幅員が2.0m以上
 - ③道路の築造後5年以上経過している
 - ④工事完成後5年以内に掘削する計画がない
 - ⑤道路の土地所有者および受益関係者が市税を完納している
- ※上記要件をすべて満たす必要があります。

【対象事業】

- ①舗装整備、側溝整備、土留擁壁整備
- ②災害復旧工事…公共災害の規定に準ずる

【対象経費】

申請額、または国が定める土木工事標準積算基準書に基づき算出した額のいずれか少ない額

【補助率・限度額】

- ①の事業…10分の5以内（限度額50万円）
- ②の事業…10分の5以内（限度額100万円）

【その他】

- ・着工前に申請が必要
- ・様式などは建設課、西部土木事務所、または各地域局に備えているほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。
- ・事業内容など、詳しくは建設課、西部土木事務所、または各地域局へお問い合わせください。

■建設課 ☎ 21-1204

町内会活動を支援します

市は、町内会活動を支援するための事業を行っています。令和7年度に活用していただける事業は下表のとおりです。

令和7年度に町内会で活用できる事業一覧

事業名	内容	担当課
行政協力報償金	町内会を通じてお願いする行政協力役務等に対する報償金	
防犯灯・防犯カメラ設置費補助金 【令和7年度のみ補助率拡充】	地域の防犯目的のために設置する防犯灯・防犯カメラに対する補助金（詳しくは下表をご覧ください）	協働定住課 ☎ 21-0254
地域集会所整備費補助金	地域の自主的なまちづくりを推進する拠点となる集会所の整備に対する補助金	
【新規事業】 地域集会所LED照明交換費補助金 【令和7年度のみ実施】	蛍光灯の生産終了に伴い、地域集会所の照明を蛍光灯等からLED照明へ交換する費用に対する補助金（詳しくは下表をご覧ください）	
高梁市出身者等受入事業奨励金 【対象町内会拡充】	町内会が環境美化活動や伝統文化継承等のために取り組む事業に市外在住の高梁市出身者等を受入、協働で実施する事業を支援（詳しくは下表をご覧ください）	
ごみ減量化協力団体報奨金	資源回収を実施した団体に対する報奨金	環境課 ☎ 21-0259
ごみ等収集施設設置費補助金	ごみステーションの新設、修繕に対する補助金	危機管理課 ☎ 21-0246
自主防災組織活動促進事業補助金	自主防災組織の活動や資機材整備等に対する補助金	建設課 ☎ 21-1204 農林課 ☎ 21-0222 西部土木事務所 ☎ 45-4510
道路維持管理作業報奨金	市道等において年1回以上行う維持管理作業（草刈等）に対する報奨金（詳しくは17ページをご覧ください）	
小規模建設工事補助金	市道等の新設・改良・修繕等又は災害復旧工事を地区が施工する場合に対する補助金（詳しくは17ページをご覧ください）	建設課 ☎ 21-1204 西部土木事務所 ☎ 45-4510

【対象町内会拡充】

高梁市出身者等受入事業奨励金

小規模町内会（15戸以下）等が主体となり、環境美化活動や伝統文化継承などのために取り組む事業を高梁市以外在住の者と協働して活動実施した小規模町内会等に対し奨励金を支給します。

【補助率・限度額】

- 1つの小規模町内会等で行った場合
基本額5,000円＋市外在住の者1人あたり2,000円（限度額2万円）
- 小規模町内会等が他の町内会等と合同で事業を行った場合
それぞれの町内会において基本額1万円＋市外在住の者1人あたり2,000円（上限2万円）

【その他】

- ・1つの小規模町内会等につき年度内に1回が上限となります。
 - ・対象事業、申請方法など、詳しくはお問い合わせください。
- 協働定住課 ☎ 21-0254

【令和7年度のみ補助率拡充】

防犯灯・防犯カメラ設置費補助金

LED防犯灯・防犯カメラの設置に対する補助金を交付します。

【対象事業】

- ・公道における犯罪の防止、事故の防止のための設置
- ・子どもを狙った犯罪の防止を図るため、通学路へ設置など

【補助率・限度額】

事業費の4分の3以内（限度額1基あたり25万円）

【その他】

- ・補助金額の1,000円未満は切り捨てです。
 - ・予算がなくなり次第終了しますので、ご希望の町内会は早めにご相談ください。
 - ・令和8年2月末までに事業が完了するようお願いいたします。
 - ・事業内容など、詳しくは協働定住課へお問い合わせください。
- 協働定住課 ☎ 21-0254

【新規事業（令和7年度のみ実施）】地域集会所LED照明交換補助金

地域の自主的なまちづくりを推進する拠点となる集会所の照明を蛍光灯等からLED照明へ交換する費用に対し補助金を交付します。

【補助対象】 集会所に設置している既存の蛍光灯の撤去費用およびLED照明の設置にかかる費用

【補助率・限度額】 事業費の4分の3以内（限度額20万円）

【その他】 令和8年2月末までに事業が完了するようお願いいたします。

・申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

■協働定住課 ☎ 21-0254